

公害防止計画の概要(案)

(平成12年度策定地域)

平成12年12月

環 境 庁

公害防止計画の概要(案)

(平成12年度策定地域)

1. はじめに

本計画は、環境基本法第17条に基づき、平成12年9月22日付けで内閣総理大臣より関係県知事に対し計画の策定が指示されたことを受けて、その際に示された「公害防止計画策定の基本方針」に基づき策定されたものである。

2. 計画の策定地域

本計画の策定地域は、八戸地域、新潟地域、静岡・清水地域、広島・呉地域、下関・宇部地域及び香川地域の6地域(表-1)であり、いずれも旧公害防止計画(平成7年度~平成11年度)終了時において、なお新たな公害防止計画策定の必要性が認められた地域である。

3. 計画の目標

計画の目標は、表-2に示すとおりであり、本計画が公害の防止を通じ環境基本計画に定める長期的な目標の達成に資するものであることを踏まえつつ、各種公害防止施策の推進により、目標が全体として計画期間を目途に達成維持されるよう努めるものとしている。

4. 計画の期間

本計画の実施期間は、平成12年度から平成16年度までの5年間である。

5. 公害の防止に関する施策

本計画では、事業者は、大気汚染、水質汚濁等の防止のための措置を講ずることとしており、また、地方公共団体等は、発生源等に対する各種規制、環境影響評価、立地指導、土地利用の適正化、中小企業対策等の施策を講ずるとともに、下水道整備、廃棄物処理施設整備、公園・緑地等整備等の公共事業を推進するものとしている。(表-3)

特に、各地域において重点的に取り組むべき主要課題については、必要に応じて公害対策事業に係る整備水準の目標等施策に関する数量的な目標を設定するとともに、新規施策の導入を含めた実効性のある施策を講ずることとしている。

また、計画の策定に当たっては、本計画の実施を通じて環境基本計画の長期的な目標の達成に資するよう配慮し、従来からの施策に加えて新たな施策の拡充、強化を図っている。

6. 経費の概要

以上の公害防止に関する施策を実施するために、計画期間内にそれぞれの地域で必要とする経費の見込額は表-4のとおりである。

なお、本計画の事業は、経済情勢及び国、地方公共団体の財政事情のすう勢、変動並びに各種長期計画及び事業相互の整合性等に配慮し、弾力的にその実施を図るものとする。

表 - 1 計画策定地域及びその範囲

地 域	地 域 の 範 囲
八 戸 地 域 (青 森 県)	八戸市 (1 市)
新 潟 地 域 (新 潟 県)	新潟市, 三条市, 燕市 (3 市)
静岡・清水地域 (静 岡 県)	静岡市, 清水市 (2 市)
広島・呉地域 (広 島 県)	広島市, 呉市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町 (2 市 4 町)
下関・宇部地域 (山 口 県)	下関市, 宇部市, 小野田市 (3 市)
香 川 地 域 (香 川 県)	高松市, 丸亀市, 坂出市, 善通寺市, 飯山町, 宇多津町, 多度津町 (4 市 3 町)
6 地 域	(1 5 市 7 町)

表 - 2 公害防止計画策定に当たっての目標

項 目		目 標	地 域
大 気 汚 染	二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	大気汚染に係る環境基準	全地域
	二酸化窒素	二酸化窒素に係る環境基準	
	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	ベンゼン、トリクロロエチレン 及びテトラクロロエチレンによる 大気の汚染に係る環境基準	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る環境基準	
水 質 汚 濁		水質汚濁に係る環境基準	全地域
		ダイオキシン類に係る環境基準	
土 壌 汚 染		土壌汚染に係る環境基準	全地域
		ダイオキシン類に係る環境基準	
騒 音	騒 音	騒音に係る環境基準	全地域
	航空機騒音	航空機騒音に係る環境基準	八戸, 新潟, 広島・呉, 下関・宇部, 香川
	新幹線鉄道騒音	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	新潟, 静岡・清水, 広島・呉, 下関・宇部
振 動		大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	全地域
悪 臭		大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	全地域
地 盤 沈 下		地盤沈下を進行させないこと	八戸, 新潟

- (注) 1. 公害防止計画の目標を適用する区域は、当該項目の汚染等の現状又は将来の汚染等のおそれを勘案して総合的な防止施策を講ずる必要がある区域とし、具体的に公害防止計画において定めるものとしている。
この場合、環境基準を公害防止計画の目標とする項目については、当該環境基準が適用される地域に限るものとしている。
2. 計画期間内に目標を達成することが著しく困難な地域がある場合にあって、当該目標に係る環境基準の達成期間について特に定めがあるときは、本文にかかわらずその定めるところにより、目標の達成に努めるものとしている。

表 - 3 主な公害対策事業

事業	地域		
	八戸地域	新潟地域	静岡・清水地域
下水道整備 (増加処理人口：千人)	11.5	87.0	60.4
緩衝緑地等整備 (ha)	—	5.1	—
廃棄物処理施設整備 [新增設の処理能力] (ごみ処理施設：t/日)	ごみ処理施設 改良 1施設	—	ごみ処理施設 新增設 964 改良 1施設
(し尿処理施設：kl/日)	—	し尿処理施設 新增設 125 廃止 268	—
埋立処分地 (整備容量：千m ³)	埋立処分地 新增設 750	埋立処分地 新增設 182 廃止 2.9	—
廃棄物埋立護岸 (整備容量：千m ³)	—	廃棄物埋立護岸 新增設 900	廃棄物埋立護岸 新增設 2.6
海洋性廃棄物処理施設 (t/日)	—	—	—
学校環境整備	防音工事等 11箇所	—	—
しゅんせつ (千m ³)	—	河川 110 港湾 2,610	河川 5
導水 (箇所)	—	—	—
公害対策土地改良 (箇所)	農業用水水質浄化対策 1箇所	—	—
監視測定体制整備	監視測定体制整備	監視測定体制整備	監視測定体制整備
指定施設移転整備	—	—	—

事業	地域		
	広島・呉地域	下関・宇部地域	香川地域
下水道整備 (増加処理人口：千人)	153.0	41.8	36.1
緩衝緑地等整備 (ha)	—	—	—
廃棄物処理施設整備 [新增設の処理能力] (ごみ処理施設：t/日) (し尿処理施設：kl/日)	ごみ処理施設 新增設 1,110 廃止 845 —	ごみ処理施設 新增設 378 焼却灰・飛灰貯留施設 1施設 廃棄物再生利用施設 新增設 70 ごみ中継・運搬施設 新增設 150 資源ごみストックヤード 1箇所 汚泥再生処理センター 新增設 150	ごみ処理施設 新增設 300 廃止 120 再生利用施設 リサイクルプラザ 新增設 76 リサイクルセンター 新增設 7 資源ごみストックヤード 1箇所 汚泥再生処理センター 新增設 85
埋立処分地 (整備容量：千㎡)	埋立処分地 新增設 190	—	埋立処分地 新增設 160
廃棄物埋立護岸 (整備容量：千㎡)	廃棄物埋立護岸 新增設 180	廃棄物埋立護岸 新增設 9,710	—
海洋性廃棄物処理施設 (t/日)	海洋性廃棄物処理施設 改良 12	—	—
学校環境整備	—	—	—
しゅんせつ (千㎡)	河川 11.2	—	—
導水 (箇所)	—	—	導水 1箇所
公害対策土地改良 (箇所)	—	—	—
監視測定体制整備	監視測定体制整備	監視測定体制整備	監視測定体制整備
指定施設移転整備	—	—	—

表 - 4 公害防止施策に要する経費の見込み額

(単位：億円)

項目 地域名	事業者が講ずる 措 置	地方公共団体等が講ずる施策		合 計
		公害対策事業	公害関連事業	
八 戸 地 域	1 2 9	4 5 9	4 4 8	1 , 0 3 6
新 潟 地 域	1 4 0	1 , 3 4 4	4 7 1	1 , 9 5 4
静岡・清水地域	2 8	9 0 0	4 0 5	1 , 3 3 3
広島・呉地域	1 0 3	2 , 6 4 6	2 , 4 1 8	5 , 1 6 7
下関・宇部地域	7 9	1 , 2 1 2	9 6	1 , 3 0 8
香 川 地 域	1 0 5	7 8 0	6 3 5	1 , 5 2 0
計	5 8 4	7 , 3 4 1	4 , 4 7 3	1 2 , 3 9 8

(注) 各地域の施策等の合計額と計欄及び合計欄とは、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

1 公害防止計画策定地域の概況

地域	項目	面積 (km ²)	人口 (千人)	製造品出荷額等 (億円)	主要業種
八戸地域		214	244	4,691	食料品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 鉄鋼業
新潟地域		321	617	10,478	金属製品製造業 一般機械器具製造業 食料品製造業
静岡・清水地域		1,374	709	17,384	電気機械器具製造業 食料品製造業 一般機械器具製造業
広島・呉地域		961	1,431	31,674	輸送用機械器具製造業 一般機械器具製造業 鉄鋼業
下関・宇部地域		477	467	12,511	化学工業 食料品製造業 窯業・土石製品製造業
香川地域		444	567	13,111	石油製品・石炭製品製造業 輸送用機械器具製造業 金属製品製造業
計		3,791	4,035	89,849	—————

- (注) 1. 面積は、国土地理院調べ(平成11年10月1日現在)による。
 2. 人口は、住民基本台帳人口(平成12年3月31日現在)による。
 3. 製造品出荷額等は、工業統計表(平成10年)による。
 4. 主要業種は、当該地域において、製造品出荷額等が多い3業種を掲げた。

2 大気質の状況（平成11年度）

項目 地域	二酸化硫黄		二酸化窒素		浮遊粒子状物質		光化学オキシダント		ベンゼン		
	1時間値の1日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準達成測定局数 有効測定局数	1時間値の1日平均値の年間98%値 (ppm)	1時間値の1日平均値の年間98%値が 上段：0.06 ppmを 超える測定局数 中段：0.04～0.06 ppmのゾーン内 測定局数 下段：0.04 ppm未 満の測定局数	1時間値の1日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	環境基準達成測定局数 有効測定局数	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数 〔有効測定局〕 単純平均 (日) (時間)	昼間の1時間値の最 大値 (ppm)	環境基準達成測定局数 有効測定局数	環境基準達成測定局数 有効測定局数	
八戸地域	0.005 ～ 0.013	8 / 8	0.018 ～ 0.051	有効測定局数 9	0 1 8	0.047 ～ 0.071	9 / 9	18 98	0.087	* 0 / 2	1 / 1
新潟地域	0.012 ～ 0.002	11 / 11	0.042 ～ 0.023	有効測定局数 15	0 1 14	0.063 ～ 0.045	14 / 14	47 265	0.105	* 0 / 11	4 / 4
静岡・清水地域	0.005 ～ 0.031	13 / 13	0.018 ～ 0.051	有効測定局数 15	0 2 13	0.038 ～ 0.069	15 / 15	81 443	0.123	* 0 / 12	* 6 / 7
広島・呉地域	0.008 ～ 0.013	10 / 10	0.029 ～ 0.063	有効測定局数 18	* 1 9 8	0.057 ～ 0.099	* 16 / 17	82 419	0.135	* 0 / 11	* 5 / 6
下関・宇部地域	0.007 ～ 0.015	14 / 14	0.023 ～ 0.042	有効測定局数 9	0 2 7	0.054 ～ 0.078	14 / 14	70 373	0.121	* 0 / 7	2 / 2
香川地域	0.010 ～ 0.022	17 / 17	0.028 ～ 0.053	有効測定局数 19	0 7 12	0.057 ～ 0.086	* 18 / 19	40 161	0.123	* 0 / 12	* 3 / 4
(備考) 環境基準	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。		1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間が0.20 mg/m ³ 以下であること。		1時間値が0.06 ppm以下であること。		1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。		

- (注) 1. 環境基準の評価の対象とならない測定局のデータは除外してある。
 2. 二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の数値は、当該地域にある有効測定局（自動車排出ガス測定局を含む。）の最低値と最高値である。
 3. 環境基準達成測定局は、環境基準の長期的評価（光化学オキシダントは短期的評価である。）により環境基準を達成している測定局である。
 4. 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間に達した測定局である。
 5. 「*」は、環境基準超過状況を示すものである。

3 主要水域の水質の状況（平成11年度 生活環境項目）

区分 地域	水域名	環境基準の 水域類型	測定地点名	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要 求量(BOD) 又は 化学的酸素要求量 (COD) (mg / ℓ)	浮遊物質 量 (SS) (mg / ℓ)	溶存酸素量 (DO) (mg / ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100 ml)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等) (mg / ℓ)
八 戸	新井田川	河 川 A	長館橋	7.6~7.8	1.5	11	11	* 1.3×10 ³	-
	馬淵川	河 川 B	尻内橋	7.2~7.8	1.1	21	10	* 2.3×10 ⁴	-
	五戸川	河 川 B	尻内橋	7.3~7.6	1.6	17	11	* 8.2×10 ³	-
	奥入瀬川	河 川 A	幸運橋	7.3~7.7	1.3	13	11	* 2.8×10 ³	-
	工業港(1)	海 域 C	St-2	7.4~8.2	4.2	6	9.0	2.0×10 ⁴	ND
	河口海域(甲)	海 域 B	St-3	7.9~8.2	* 3.7	5	9.7	2.5×10 ³	ND
	河口海域(乙)	海 域 B	St-9	8.1~8.2	* 3.7	4	8.6	1.1×10 ³	ND
	河口海域(丙)	海 域 A	St-12	8.0~8.2	* 2.5	3	8.9	6.0×10 ²	ND
	八戸市,階上町地先水域	海 域 A	小舟渡平1km沖	8.0~8.2	2.0	11	8.2	1.4×10	ND
	新 潟	信濃川中流	河 川 A	庄瀬橋	6.6~7.6	1.2	* 45	10	* 1.1×10 ⁴
信濃川下流		河 川 B	平成大橋	* 6.4~7.4	1.2	* 39	9.9	* 1.3×10 ⁴	-
五十嵐川下流		河 川 B	嵐川橋	6.6~7.4	1.5	6	9.8	* 8.8×10 ³	-
通船川		河 川 E	山ノ下橋	6.7~7.1	7.9	17	4.7	-	-
栗ノ木川		河 川 E	両新橋	6.6~7.0	4.3	12	7.4	-	-
新井郷川下流		河 川 C	大正橋	6.6~7.0	2.5	13	7.4	-	-
鳥屋野潟		湖 沼 B	弁天橋	* 6.3~7.2	* 6.0	13	6.9	-	-
新潟海域(甲)		海 域 A	No.1	8.0~8.1	1.9	-	7.8	3.7	ND
新潟海域(甲)		海 域 A	No.11	8.1~8.2	1.6	-	8.8	1.1×10 ²	ND
新潟海域(新潟東港)		海 域 B	No.15	* 8.1~8.4	* 3.1	-	11	8.6×10	ND
静岡・清水	巴川	河 川 C	市境巴川橋	7.0~7.3	* 6.2	14	* 4.8	2.1×10 ⁴	-
	巴川	河 川 C	港橋	6.6~7.4	4.0	5	* 3.3	1.5×10 ⁵	-
	興津川下流	河 川 B	国道橋(浦安橋)	6.5~7.9	2.1	2	9.7	* 4.5×10 ⁴	-
	安倍川下流	河 川 A	安倍川橋	7.6~8.0	<0.5	8	9.4	* 2.0×10 ⁴	-
	浜川	河 川 D	浜川水門	7.1~7.4	3.0	9	8.3	3.3×10 ³	-
	奥駿河湾	海 域 A	由比川沖	* 8.1~8.5	0.6	-	8.2	-	-
	清水港	海 域 B	清水船だまり沖	* 8.2~8.7	2.0	-	8.2	-	-
	西駿河湾	海 域 A	高松沖	* 8.1~8.5	1.7	2	8.1	-	-
	用宗漁港	海 域 B	用宗漁港港中央	8.0~8.3	1.9	3	7.2	-	-
広 島・呉	太田川下流	河 川 B	旭橋	7.2~8.1	* 3.5	7	7.7	4.2×10 ³	-
	安川	河 川 B	五軒屋	* 7.0~8.9	* 3.8	23	10	* 1.1×10 ⁵	-
	府中大川	河 川 D	新大州橋	6.9~8.0	7.6	19	5.2	1.8×10 ⁶	-
	瀬野川	河 川 B	日浦橋	6.8~7.6	* 3.6	3	9.9	* 8.8×10 ⁴	-
	黒瀬川	河 川 A	真光寺橋	* 7.5~8.6	1.1	10	9.8	* 3.8×10 ³	-
	二河川	河 川 A	川角大橋	6.9~7.8	* 3.5	3	10	* 6.4×10 ⁴	-
	呉地先海域(三)	海 域 A	33-15	* 7.7~8.6	* 2.4	1	7.7	4.0×10	ND
	海田湾	海 域 B	32-27	* 7.9~8.5	* 3.4	3	8.8	4.4×10 ³	ND
	広島湾	海 域 A	32-12	* 7.7~8.6	* 3.0	2	9.0	* 1.6×10 ³	ND

区分 地域	水域名	環境基準の 水域類型	測定地点名	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要 求量(BOD) 又は 化学的酸素要求量 (COD) (mg / ℓ)	浮遊物質 量 (SS) (mg / ℓ)	溶存酸素量 (DO) (mg / ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100 ml)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等) (mg / ℓ)
下関・宇部	厚東川	河川 A	末信橋	7.6~8.4	1.3	3	10	* 3.2×10 ³	-
	真締川	河川 A	新橋	7.4~7.6	* 2.1	10	11	* 1.2×10 ⁵	-
	武久川	河川 B	汐入橋	7.4~8.2	* 5.3	7	8.2	* 8.3×10 ⁴	-
	友田川	河川 B	安永橋	7.4~7.8	* 6.3	3	10	* 1.6×10 ⁴	-
	小野湖	湖沼 A	OC-1	7.7~8.2	3.0	* 6	8.7	* 2.7×10 ³	-
	常盤湖	湖沼 B	RC-2	7.7~8.5	* 7.0	9	8.9	-	-
	宇部本港	海域 C	UD-10	8.0~8.3	2.5	-	8.6	-	-
	宇部・小野田(甲) 響灘及び周防灘	海域 B 海域 A	UD-5 SD-6	8.0~8.3 8.0~8.3	2.3 2.0	- -	8.5 7.8	- 3.8×10	ND ND
香川	弘田川	河川 A	潮止水門上	* 7.3~9.0	* 7.0	12	11	* 1.0×10 ⁵	ND
	新川	河川 B	新川橋	* 7.6~9.9	* 8.1	14	12	* 2.8×10 ⁴	ND
	大東川下流	河川 C	新町橋	7.0~8.1	* 6.1	16	8.5	8.2×10 ⁴	ND
	相引川	河川 D	屋島病院南	* 7.4~8.7	* 10	17	8.8	8.0×10 ⁴	ND
	御坊川	河川 E	観光橋	* 7.2~9.3	7.8	10	7.6	3.6×10 ⁵	ND
	詰田川尻	海域 A	詰田川尻	* 7.7~8.2	1.9	2	7.5	* 3.4×10 ⁴	ND
	坂出港	海域 B	坂出港-3	8.0~8.3	2.4	2	8.6	1.2×10 ³	ND
(備考)	河	川 A A		6.5~8.5	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下	-
		" A		6.5~8.5	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1000MPN/100ml 以下	-
		" B		6.5~8.5	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5000MPN/100ml 以下	-
		" C		6.5~8.5	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-	-
		" D		6.0~8.5	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	-	-
	" E		6.0~8.5	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	-	-	
	湖	沼 A A		6.5~8.5	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下	-
		" A		6.5~8.5	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1000MPN/100ml 以下	-
		" B		6.5~8.5	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-	-
		" C		6.0~8.5	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	-	-
	海	域 A		7.8~8.3	2mg/ℓ 以下	-	7.5mg/ℓ 以上	1000MPN/100ml 以下	検出されないこと。
		" B		7.8~8.3	3mg/ℓ 以下	-	5mg/ℓ 以上	-	"
		" C		7.0~8.3	8mg/ℓ 以下	-	2mg/ℓ 以上	-	-

- (注) 1. 「水素イオン濃度(PH)」欄の数値は、各測定値の最小値と最大値である。
2. 「生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は化学的酸素要求量 (COD)」欄の数値は、河川についてはBOD、湖沼及び海域についてはCODであり、日平均値の75%値である。
3. その他の項目の欄の数値は、日間平均値の年平均値である。
4. NDは、検出されないことを示す。
5. *は、環境基準未達成(不適合)があるもの。

4 主要環境質の変化の状況

地 域 項 目		八 戸 地 域			新 潟 地 域			静 岡 ・ 清 水 地 域		
		S 59年度	H 6年度	H 11年度	S 59年度	H 6年度	H 11年度	S 59年度	H 6年度	H 11年度
二酸化硫黄 環境基準達成 / 有効 測定局数 / 測定局数 達成率 (%)		9/9 (100)	8/8 (100)	8/8 (100)	23/23 (100)	22/22 (100)	11/11 (100)	18/18 (100)	13/13 (100)	13/13 (100)
二 酸 化 窒 素	有効測定局数	10	9	9	26	25	15	19	14	15
	0.06ppmを超える測定局数	0	0	0	0	0	0	0	* 1	0
	0.04ppm～0.06ppmの ゾーン内測定局数	1	1	1	3	2	1	3	3	2
	0.04ppm未満の測定局数	9	8	8	23	23	14	16	10	13
浮遊粒子状物質 環境基準達成 / 有効 測定局数 / 測定局数 達成率 (%)		* 3/6 (50)	* 8/9 (89)	9/9 (100)	* 9/10 (89)	22/22 (100)	14/14 (100)	* 6/7 (86)	* 9/14 (64)	15/15 (100)
(河川) 生物学的酸素要求量(BOD) 環境基準達成 / 全水域数 水域数 / 全水域数 達成率 (%)		* 6/7 (86)	* 6/7 (86)	7/7 (100)	* 17/21 (81)	* 19/21 (91)	18/18 (100)	* 6/7 (86)	* 5/7 (71)	* 7/8 (88)
(湖沼) 化学的酸素要求量(COD) 環境基準達成 / 全水域数 水域数 / 全水域数 達成率 (%)		- (-)	- (-)	- (-)	* 0/1 (0)	* 0/1 (0)	* 0/1 (0)	- (-)	- (-)	- (-)
(海域) 化学的酸素要求量(COD) 環境基準達成 / 全水域数 水域数 / 全水域数 達成率 (%)		* 3/7 (43)	* 6/7 (86)	* 4/7 (57)	* 3/5 (60)	* 2/5 (40)	* 4/5 (80)	4/4 (100)	4/4 (100)	4/4 (100)

(注) 「*」は、環境基準未達成があるもの。

地 域 項 目		広 島 ・ 呉 地 域			下 関 ・ 宇 部 地 域			香 川 地 域		
		S 59年度	H 6 年度	H 11年度	S 59年度	H 6 年度	H 11年度	S 59年度	H 6 年度	H 11年度
二酸化硫黄 環境基準達成 / 有効 測定局数 / 測定局数 達成率 (%)		14/14 (100)	13/13 (100)	10/10 (100)	18/18 (100)	18/18 (100)	14/14 (100)	16/16 (100)	17/17 (100)	17/17 (100)
二 酸 化 硫 黄	有効測定局数	21	18	18	11	11	9	17	18	19
	0.06ppmを超える測定局数	* 1	* 1	* 1	0	0	0	0	0	0
	0.04ppm～0.06ppmの ゾーン内測定局数	7	7	9	0	3	2	4	10	7
	0.04ppm未満の測定局数	13	10	8	11	8	7	13	8	12
浮遊粒子状物質 環境基準達成 / 有効 測定局数 / 測定局数 達成率 (%)		* 5/7 (71)	* 12/13 (92)	* 16/17 (94)	* 6/8 (75)	* 17/18 (94)	* 14/14 (100)	* 3/10 (30)	* 10/18 (56)	* 18/19 (95)
(河川) 生物化学的酸素要求量(BOD) 環境基準達成 / 全水域数 水域数 / 達成率 (%)		* 14/20 (70)	* 13/21 (62)	* 16/21 (76)	* 7/14 (50)	* 10/17 (59)	* 11/15 (73)	* 2/19 (11)	* 3/19 (16)	* 5/18 (28)
(湖沼) 化学的酸素要求量(COD) 環境基準達成 / 全水域数 水域数 / 達成率 (%)		- (-)	- (-)	- (-)	* 0/1 (0)	* 0/2 (0)	* 1/2 (50)	- (-)	- (-)	- (-)
(海域) 化学的酸素要求量(COD) 環境基準達成 / 全水域数 水域数 / 達成率 (%)		* 2/7 (29)	* 2/7 (29)	* 2/7 (29)	* 9/10 (90)	* 7/10 (70)	* 8/10 (80)	* 6/6 (100)	* 4/6 (67)	* 6/6 (100)

(注) 「*」は、環境基準未達成があるもの。

5 公害防止計画策定状況一覧

(平成12年3月現在)

計 画 期 間 (年 度)																	地 域 数	備 考																
昭和	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61			62	平成	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
																	6	平成12年度 見直し地域																
																	7	平成8年度 策定地域																
																	12	平成9年度 策定地域																
																	4	平成10年度 策定地域																
																	5	平成11年度 策定地域																
計																	34																	

(注) 1. 旧計画 現行計画 平成12年度策定計画

2. 首都圏，中部圏，近畿圏における広域的な公害に対応するため，平成3年度から平成4年度にかけて各圏ごとに圏内地域の策定期間が統一された。
 3. 本表は，平成12年3月現在の「策定地域」及び「地域名」のみ記載している。